

保有個人データの訂正等について「ご案内」

当社では、（個人情報保護法等に基づき）ご本人様から当社の保有個人データ内容に誤りがあり、事実でないという理由からデータ内容の訂正・追加・削除（以下「訂正等」）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内で、速やかに事実関係を調査し確認することといたします。

1. お問い合わせ窓口・受付窓口

本社または京王百貨店内京王パスポート総合カウンター

名称	所在地	電話番号
本社	〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-2-2 京王幡ヶ谷ビル	03 (3375) 5550
新宿営業所	〒160-8321 東京都新宿区西新宿 1-1-4 京王百貨店新宿店 8階	03 (3342) 2111
聖蹟桜ヶ丘営業所	〒206-0011 東京都多摩市関戸 1-10-1 京王百貨店聖蹟桜ヶ丘店 5階	042 (337) 2111

2. 訂正等の受付方法

原則として、ご本人様にご来社またはご来店のうえ受付いたします。

3. 保有個人データの訂正等に関する申出の様式

「保有個人データの訂正等に関する申出書」のとおり

4. 保有個人データの訂正等の申出に必要な書類等

- ・「保有個人データの訂正等に関する申出書」
- ・本人確認資料等

（手続用(B)『保有個人データの訂正等について「手続に関する必要事項」』の2. 必要書類をご確認ください。）

5 保有個人データの訂正等の申出に対する回答方法

原則として、ご来社またはご来店により書面にて回答いたします。

（郵送の場合は、本人限定受取郵便にて申請者のカード入会申込書記載の住所宛に書面にて回答いたします。）

6 訂正等の申出に関して取得した個人情報の利用目的

訂正等の申出に伴い取得した個人情報は、訂正等の申出に必要な範囲のみで取扱うものとします。提出いただいた書類は、訂正等の申出に対する回答終了後、2年間保存し、その後当社で処分させていただきます。

※「保有個人データ」の訂正等を行わない決定を当社でした場合について

次に定める場合は、訂正等を行いません。訂正等を行わない決定をした場合は、その旨、理由を付記して通知申し上げます。

- ①利用目的からみて、訂正等が必要でない場合
- ②誤りである旨の指摘が正しくない場合
- ③訂正等の申出対象の保有個人データが当社に存在しない場合
- ④訂正等の申出対象内容が事実でなく、また当社の信用取引等に関わる評価等の登録制度が誤っていない場合

保有個人データの訂正等について「手続に関する必要事項」

1. 氏名・生年月日・住所等

- (1) 「保有個人データの訂正等に関する申出書」: 本人欄
訂正等対象となるご本人様の氏名・生年月日・住所をご記入ください。記載いただいた氏名・生年月日・住所が当保有個人データと一致し、ご本人様であると確認できた場合にのみ訂正等いたします。
また、連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。
- (2) 「保有個人データの訂正等に関する申出書」: 代理人欄
法定代理人(親権者・未成年後見人・成年後見人)・他の代理人(親族他)が申請を行う場合にのみ、代理人の氏名・生年月日・住所・電話番号・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。
また、ご本人との関係については、該当する部分に〇印をお付けください。

2. 必要書類

- (1) **ご本人が申請**する場合: A群から1点またはB群から2点ご添付ください。

<A群:写真付>	<B群:写真無>
① 運転免許証 ② 旅券(パスポート) ③ 写真付住民基本台帳 ④ 在留カードまたは特別永住者証明書 ⑤ 外国人登録証明書(在留カードまたは特別永住者証明書とみなされる期間内のものに限る) ⑥ その他公的機関が発行する写真付公的証明書	① 各種健康保険証(写し) ② 各種年金手帳(写し) ③ 戸籍謄本(抄本)(作成日より3ヵ月以内) ④ 住民票(作成日より3ヵ月以内) ⑤ 実印の捺印と印鑑登録証明書(捺印は印鑑登録証明書の余白。作成日より3ヵ月以内) ⑥ その他公的機関が発行する写真無公的証明書(有効期限の記載がない場合は作成日より3ヵ月以内)

- (2) **法定代理人(親権者・未成年後見人・成年後見人)が申請**する場合:
法定代理人自身を証明するための書類として、法定代理人に関する上記2.(1)の書類をご添付ください。
また、あわせて法定代理人であることを証明する書類として、以下の該当する書類1点をご添付ください。

添付書類	具体的書類名
ご本人と親権者との関係がわかる書類	●戸籍謄本(作成日より3ヵ月以内) ●住民票(作成日より3ヵ月以内)
ご本人と未成年後見人との関係がわかる書類	●戸籍謄本(作成日より3ヵ月以内) ●裁判所の選任決定書(コピー・作成日より3ヵ月以内) ●後見登記の登記事項証明書(作成日より3ヵ月以内)
ご本人と成年後見人との関係がわかる書類	●裁判所の選任決定書(コピー・作成日より3ヵ月以内) ●後見登記の登記事項証明書(作成日より3ヵ月以内)

- (3) **他の代理人(親族他)が申請**する場合:
他の代理人(親族他)であることを証明する資料として以下の書類をご添付ください。

他の代理人の種類	具体的書類名
親族他	●(1)と同様の代理人自身の本人確認書類 ●本人の実印付委任状 ●本人の印鑑登録証明書(作成日より3ヵ月以内)

- (4) **他の代理人(相続人)が申請**する場合:
他の代理人(相続人)であることを証明する資料として以下の書類をご添付ください。

他の代理人の種類	具体的書類名
相続人	●(1)と同様の代理人自身の本人確認書類 ●「被相続人の死亡届(写し)」または「被相続人の戸籍謄本」(作成日より3ヵ月以内) ●「被相続人と相続人の関係を示す戸籍謄(抄)本」(作成日より3ヵ月以内)

3. 訂正等が必要な当社の保有個人データの内容等

「保有個人データの訂正等に関する申出書」へ内容等をできる限り具体的にご記入ください。

4. 回答書等のお渡し

当社にて調査終了後、回答書をご用意でき次第ご連絡をさせていただきます。

5. 保有個人データの訂正等に関するお問い合わせ先

株式会社 京王パスポートクラブ コールセンター
〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目2番2号 京王幡ヶ谷ビル
受付時間 : 月曜日～金曜日(但し祝日および年末年始は除きます) 10:00～18:00
電話 : 03(3375)5550(代)

6. その他

- ① 戸籍謄(抄)本、住民票、印鑑登録証明書、裁判所の選任決定書、登記事項証明書は、作成日から3ヵ月以内のものをご添付ください。
- ② 戸籍謄(抄)本、住民票、印鑑登録証明書、登記事項証明書は、公的機関の発行した原本をご添付ください。
- ③ 必要書類不備、住所変更等によりご本人様であることの確認ができない場合は開示請求の受付ができません。
なお、この場合は必要書類を返却いたします。
- ④ 必要書類は、当社が一定期間(2年間)保管した後に責任をもって当社で処分させていただきます。